

ニックリツシュの組織論における自由と共同性

永 田 誠

I はじめに

I. シェーンブルークの1933年の『個別経済学の方法問題』は、「すでにニックリツシュ研究の古典¹⁾」ともいべきものであるが、今日なお、ニックリツシュ経営経済学の研究に大きな手がかりを与えている。シェーンブルークはその著書において「ニックリツシュとの真剣な対決²⁾」を試みたのである。

ニックリツシュとの真剣な対決はわが国においても盛んであった。³⁾例えば、市原季一博士は1954年の『ドイツ経営学』を、高田馨博士は1957年の『経営共同体の原理』をそれぞれ出発点としてニックリツシュの思考を土台においた独自の経営学体系を構築した。両博士がニックリツシュ経営経済学の核心（堅い核）をどこに求め、いかなる研究関心と発見法に導かれてその体系を構築していったのかという問題は、きわめて興味あるものであるが、その考察は後日を期すことにしよう。⁴⁾また、経営共同体論にかんしては大橋昭一教授の『ドイツ経営共同体論史⁵⁾』があり、透徹した論理でニックリツシュの経営共同体論の展開が描かれている。

今日においてもニックリツシュ経営経済学は中心的学説の一つであり、その経営共同体論の現代的意義が強調されてやまないのである。たとえば、吉田和

-
- 1) Neugebauer, Udo : *Unternehmensethik in der Betriebswirtschaftslehre*, Berlin 1994 S. 13.
 - 2) Schönplflug, Fritz : *Das Methodenproblem in der Einzelwirtschaftslehre*, Stuttgart 1. Aufl., 1933, 2. Aufl., 1954. S. 195. 古林喜楽監修大橋昭一・奥田幸助訳『シェーンブルーク経営経済学』有斐閣 1970年, 197頁。
 - 3) ニックリツシュに関する我が国の文献については吉田修「H. ニックリツシュの文献」経営学史学会編『経営学の巨人』195頁以下。我が国およびドイツにおけるニックリツシュ研究の動向については、大橋昭一編著渡辺朗監訳『ニックリツシュの経営学』同文館, 1997年を参照されたい。
 - 4) 増田正勝「ニクリツシュを越えて—市原季一博士の経営学説—」山口経済学雑誌44巻 1・2号 1995年9月 59頁以下。

夫教授は「いまや世界的にも人間問題と環境問題の重要さが叫ばれ、二十一世紀に向かって改めて人々が共生と循環に心を傷めている今日、経営学においても一度、ニックリッシュの経営学的思考に思いを寄せることが必要なのではなからうか⁶⁾」といい、田中照純教授は、ニックリッシュの経営学について、その認識論が観念論的性格を持っているという弱点があるが、「『全体と部分との統一』という弁証法論的な捉え方は示唆に富むすぐれたものである。かれの『良心』概念に見られる科学性は、普遍的意義をもって経営学の歴史の中に生き続けるであろう⁷⁾」という。すぐれて経験科学の立場に立つシャンツはニックリッシュ経営経済学における社会哲学的考察のもつ現代的意義を強調している⁸⁾。吉田修教授の『ドイツ企業体制論』もニックリッシュ・パラダイムを土台においている。

2. 本稿ではニックリッシュの経営共同体論の根底にある思想、とりわけ自由と共同性について若干の考察を試みたい。先の拙稿¹⁰⁾において、かれの1915年の講演「利己主義と義務感¹¹⁾」を取り上げ、ニックリッシュの経営共同体論の出発点を確認したが、本稿では1920年の著書『向上への道! 組織¹²⁾』（以下「組織論」という）の考察へと進みたい。

II ニックリッシュとドイツ観念論哲学

I. ニックリッシュの組織論は、ドイツ観念論哲学のコンテクストの中で理解されなければならない。ドイツ観念論哲学はカント、フィヒテ、シェリング、

5) 大橋昭一『ドイツ経営共同体論史』中央経済社 1966年。

6) 吉田和夫『ドイツの経営学』同文館 1996年、169頁。

7) 田中照純「ナチス期ニックリッシュ経営学」経営学史学会編『経営学の巨人』文真堂 1995年、26頁。

8) Schanz, Günther: *Grundlagen der verhaltenstheoretischen Betriebswirtschaftslehre*, Tübingen 1977. これについては、永田誠『現代経営経済学史』森山書店 1995年 第6章。

9) 吉田修『ドイツ企業体制論』森山書店 1994年。

10) 永田誠「ニックリッシュの『利己主義と義務感』について」大阪府立大学経済研究 41巻2号 1996年、1頁以下。

11) Nicklisch, Heinrich: *Egoismus und Pflichtgefühl*, ZHH., 8. Jg. 1915. S. 101-104.

12) Nicklisch, Heinrich: *Der Weg Aufwärts! Organisation*, Stuttgart. 1. Aufl., 1920. 2. Aufl., 1922 鈴木辰治訳『組織 向上への道』未来社 1975年。

ヘーゲルに代表される18世紀後半から19世紀前半にかけて盛んとなった哲学の一大潮流であって、ドイツ古典哲学ともいわれる。

啓蒙の思想は自由と個人を本質的価値とみなすが、ドイツではイギリスやフランスとは異なった形をとった。その大きな理由は、ドイツの政治的、経済的、社会的後進性にあった。実際、30年戦争によって国土は荒廃し、貧困化していた。1648年のウエストファリア条約は、大小無数の領邦国家を生み、宗教は国教となった。ドイツが統一を見るのはようやく1871年であった。イギリスやフランスに見られたほどの市民階級が育たなかった。

この後進的状況の中で、後進性のゆえに、カントは啓蒙思想をきわめて誠実に論究した。「カントのなかに、この市民的=古典的な個人主義的文化のもっとも深い、最も視野の広い思想家を見い出すであろう。この思想家はこの文化の制限性を既に明瞭に見抜きながらも、それを完全に乗り越えることはできなかった。しかし、まさにそれゆえにこそ、彼は世界や全一体という新しい哲学的カテゴリーに向けて最初の決定的一步を踏み出すことになったのだし、またそれによって近代哲学の更なる発展のための道を切り開く事になったのである。

¹³⁾」「その道は個人主義的な原子論からヒューマニズム的な全体性の哲学へと到る道である。」¹⁴⁾

イギリスの伝統に見られるような個人主義の世界においては、全体性=共同性に先行して個人の自由がある。自由の目的は自己保存であり、各個人が自己保存を達成するために合理的に計算した結果として、社会契約を通じて国家を形成するのだと想定される。もしそのような国家が存在しないならば、「万人の万人にたいする闘い」が生じる。

他方、「18世紀におけるカントの社会哲学の課題は、一方において専制的権力から各成員の自由を確保し、他方では全成員が自ら服従する立法を自ら行うことによって共同体の秩序を形成するという二重のものであった。」¹⁵⁾個人の自

13) ゴルドマン, L.: 三島淑臣・伊藤平八郎訳『カントにおける人間, 共同体, 組織』木鐸社1977年, 24頁。

14) ゴルドマン, L.: 三島淑臣・伊藤平八郎訳 前掲書, 26頁。

15) 樽井正義「バイオエシックスとカント倫理学」, 牧野英二・中島義道・大橋容一郎編

由と共同性を近代の複雑な分業社会において如何に調和させるのか、というテーマはドイツ観念論哲学の基本的課題であった。しかしながら、ドイツ観念論哲学における共同性は、世界、国家、市民などのレベルのものであった。そして、当然のことながらそれは企業や経営のレベルでの自由、共同性、道徳性をすくなくとも中心的問題として議論してこなかった。ニックリッシュがはじめて経営レベルにおけるそれらの概念を考察したのである。

2. カント、フィヒテ、ヘーゲルの活躍した時代とニックリッシュのそれとはとりわけ企業経営において大きく異なっており、当然、経済に対する見方も異なっている。

カントは商業は「永遠平和を保証する」と考え、「自然は互いの利己心を通じて諸民族を結合するのであって、実際世界市民法の概念だけでは暴力や戦争に対して諸民族の安全は保障されなかったであろう。商業精神は、戦争と両立できないが、おそかれはやかれあらゆる民族を支配するようになるのは、この商業精神である¹⁶⁾」という。

フィヒテは当時の重商主義政策を見て、商業が自由競争を原理とする以上、「相争う商業利益が戦争の一それには他の口実が与えられるのであるが一真の原因であることが度々である¹⁷⁾」から、商業の封鎖を行い、一国の経済的自立をはかるように主張した。カントとは全く対照的である。

ヘーゲルは、経済が重商主義から産業資本主義へと発展する一方、自己の利益を追求して人々がせめぎ合う市民社会において、「労働に縛りつけられた階級の隷属と窮乏が増大し、これと関連してこの階級は、……とくに市民社会の精神的な便益を、感受し享受する能力を失う¹⁸⁾」と見る。このことは、「労働を通じての諸個人の自主独立の誇りの感情」という市民社会の基盤を脅かす事になる。この問題の根本的解決には、個人的利益が相争う市民社会を越えた普遍

、【カント現代思想としての批判哲学】情況出版 1994年、246頁。

16) カント, I. : 宇都宮芳明訳: 『永遠平和のために』岩波書店70~71頁。

17) フィヒテ, J. G. : 出口勇蔵訳『封鎖商業国家論』弘文堂 1938年 149頁。

18) ヘーゲル, G. W. F. : 藤野渉・赤澤正敏訳『法の哲学』岩崎武雄編『世界の名著 35』中央公論社 1967年、469頁。

的利益を目指す国家が必要となる。その国家と市民社会との連結環が職業団体(Korporation)である。

「職業団体においては、生計が才能に応じて保証されるという意味で、家族が堅固な基盤を、すなわち堅固な資産をもっているだけではなく、さらに才能も生計の保障も、ともに人の認めるところとなっている。」¹⁹⁾個人は生計の安定を配慮されるだけではなく、共同体からの承認の欲求が充足され、さらに、職業に対する誇りによって、利己的目的と普遍的目的との調和が彼の内面においてはかられるようになる。

ヘーゲルに見られる労働のエートスについての考えは、ニックリッシュの組織論あるいは経営共同体論にも少なからざる影響を与えたのではないかとわれわれは見ている。ニックリッシュは労働を「生における創造者」²⁰⁾ととらえ、「さまざまな能力を持ちかつさまざまな予備教育を受けた人々の労働共同体としての企業の本質」²¹⁾を重視し、「資本ではなく、労働の精神が企業の魂である」²²⁾といているからである。この点については別の機会に考察したい。

3. いずれにしろ、彼らが生きた時代の経済活動の中心にあるのは商人、手工業者あるいは工業主であって、後期資本主義に見られる寡占化あるいは独占化した大規模企業ではない。ましてその大規模企業の内部が議論されているのではない。後期資本主義において自由と共同性と道徳性が大規模企業においていかに展開されるのか、それがニックリッシュの組織論の課題であった。ドイツ観念論哲学の基本課題と後期資本主義における企業経営との交叉領域にある問題と言ってもよいであろう。このような課題の中に彼の組織論がもつ一つの基本的な経営学史上の意義を見いだすことができる。

Ⅲ 3つの共同体観

1. シェーンブルークは、ニックリッシュの学説の認識的基底として3つをあ

19) ヘーゲル, G. W. F.: 藤野渉・赤澤正敏訳 前掲書 475頁。

20) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 100.

21) Nicklisch, Heinrich : *Wirtschaftliche Betriebslehre*, Stuttgart 1922, S. 54.

22) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 56.

げている。すなわち、ドイツ観念論哲学、自然科学的唯物論、そしてローマン主義的世界観である。ドイツ観念論哲学ではカント、フィヒテ、ヘーゲルをあげ、ローマン主義ではシュパンが影響力のあったものとみている。そして、ドイツ観念論哲学とローマン主義的世界観をその連続性においてとらえて、次のように主張する。²³⁾

「浪漫主義、浪漫主義的世界観、浪漫主義的哲学は、さしあたり、哲学的観念論の基礎からの転向を意味するものではない。哲学的観念論なくしては、中心概念—共同体—を観念論の精神界から直接受け取っているこの思潮は、考えられることができない。」その思潮の特徴は、有機体観と普遍主義である。「有機体の概念は、…常に、全体の概念から肢体の生活を説明しようとする全体観として現れる」のであって、人間中心観とも名付けられるが、「その人間は個別的現象としての人間ではなく、より高次の共同体の肢体としての人間である。」普遍主義は、「その基本的立場において個人主義の社会観に反対する。」その最終目標は幸福の最大化ではなく、個人人格の価値の最大化である。有機体観と普遍主義に共通するのは、「個人に論理的に先行する社会=共同体の存在である。」

2. 世界あるいは共同体をどのように把握するかについてゴールドマンは次のような3つの基本類型を分類した。²⁴⁾

第1は、個人主義的=原子論的哲学である。そこでは、最も重要な概念は個人であり、倫理学上の主要概念は自由であり、物理学上の主要カテゴリーは、原子あるいはモナドである。心理学的には知覚である。この哲学の主要形式は合理主義であり、もう一つの一層穏やかな形式は経験論である。社会は独立的な諸個人の相互作用に他ならず、世界は原子やモナドの総和であるにすぎない。代表者としては、デカルト、ライプニッツ、一時期のフィヒテ、ロック、ヒューム、ほとんどすべての新カント主義者である。

第2は、全体主義的世界観であり、個人主義的諸哲学と真っ向から対立する。

23) Schönplug, Fritz : a. a. O., S. 204ff. 古林監修大橋一・奥田訳前掲書181頁以下。

24) ゴルドマン, L. : 三島・伊藤訳 前掲書 52-56頁。

最も重要な概念は全一団すなわち世界であり、世界は集団的なものであり、倫理学における主要なカテゴリーは感情、啓示、直覚である。部分はせいぜい全体の存在のための手段でしかない。人間はあらゆる自律性を放棄して、国家、国民、階級等の中に解消してしまう。人間固有の自律的な自我や自由は基本的に認められない。それにもかかわらず、個人というものが何らかの形で承認されざるをえない限りでは個人は例外者、英雄、模範、指導者となってしまふ。

代表者としてはヤコブ・ベームに発して、ヤコービ、シェリング、ローマン主義者を経て、ベルグソン、シェラー、ハイデッガー等に到る神秘主義的な感情の哲学や直覚の哲学である。

第3の世界観は、「世界ならびに共同体をば一再びカントの表現を用いると一『その部分の可能性が既に全体における結合関係を前提している』ような一つの全一団とみなすのだが、しかし、部分の自立性と全体の現実性は単に宥和させられているだけではなく、また双方が相互に前提し合ってもいるとする、そのような世界観である。そこでは、個人か集団かという一面的な排他的解決にかわって人間と共同体とがともに現れる。」この世界観は成立の途上にある。端緒はカント、ヘーゲル（勿論、非常に限定された形で）、マルクス、ルカーチ、フランスの人格主義者などである。そこでは、「他者と関係することによって共同体を形成する孤立した原子ではなく、個の存在そのものが共同体に属しているのである。」

3. シェーンブルークがニックリッシュをシュパンなどのローマン主義に結びつけたということは、シェーンブルークは第2の世界観と第3の世界観の相異を重視していなかったことになる。

市原季一博士は、「ニックリッシュをローマン主義者に分類すること自体に問題がある」のであって、「ローマン主義的世界観は余分であろう」とし、「なるほどシュパンは全体主義者であろう。彼はカントを個人主義者として攻撃している。しかし、カントが個人主義なれば、彼を常に正しいとして土台においたニックリッシュも個人主義である」と主張する。²⁵⁾確かに、ニックリッシュの

25) 市原季一『経営学論考』森山書店 1975, 34～35頁。

組織論をローマン主義に強く結びつけるのは問題である。その場合は、個として存在しえるのは、せいぜい英雄あるいは偉大な指導者あるいは独裁者のみだからである。もとより、カントを個人主義といった場合、それは原子論的個人主義を意味するものではない。

要するに、ニックリッシュの組織論を全体主義として把握することも、原子論的個人主義として把握することも一面的である。ニックリッシュの組織論はゴールドマンのいう第3の世界観＝共同体観の方向を意図したものと理解せざるを得ないし、そのように理解しないのならば、彼の思想を今日に生かすことはできないであろう。では、ニックリッシュにおいて自由と共同性はどのように統一あるいは融合されるのであろうか。

IV 『組織論』における自由と共同性

1. シェンブルークはドイツ観念論哲学の中で「ニックリッシュにもっとも強くかつ最も決定的な影響を及ぼしたのは、おそらくフィヒテであろう」といい、その指導的格言としてフィヒテの1798年の『自然法の基礎』の中の次の言葉を引用している。

「人間は、人間たちのあいだでのみ、ひとりの〔特定の〕人間になる。また人間は人間以外のものではありえないし、人間でないとしたらおよそ存在しないであろうから—そもそも人間が存在すべきであるなら、幾人か存在しなければならぬ。これは、恣意的に想定されたり、これまでの経験とかその他のもつともらしい理由にもとづいて立てられたりする意見ではなく、人間の概念から厳密に証明される真理である。人間の概念を完全に規定するやいなや、人は一人の個人を考えることから、この個人を説明することができるようになるために第二の個人を想定するように駆り立てられる。」²⁶⁾

そして、ニックリッシュが「人間は共同体なしには考えられない。人間は始

26) フィヒテ, J.G.: 藤澤賢一郎訳『知識学の原理による自然法の基礎』東京経大会誌, 第164号, 1990, 302頁. なお, ニックリッシュとフィヒテとの関係については, 森哲彦「ニックリッシュ経営学変容の新解明」経営学史学会編『経営学研究のフロンティア』文眞堂 1998年88頁以下を参照されたい。

めから後継者として、参加者として、先駆者として肢体なのである²⁷⁾と述べていることから、ニックリッシュにおいては「個人は、個人を包摂し最高にして究極的な統一体では人類であるところの全体の部分としての意味しかない」とシェーンブルークはいう。

確かに「部分としての意味しかない」のであれば、シェーンブルークがニックリッシュをローマン主義に結びつけたことをわれわれは十分に理解できる。しかし、ニックリッシュがそのように考えていたとは思えないのである。ニックリッシュは次のようにもいっているからである。「人間は良心において自らをより大きな統一体の肢体として、より大きな全体の部分として意識し、同時に多くの中の一つの統一体として、他の全体と並び存する一つの全体として意識する。²⁹⁾」「全体であると同時に肢体であるということが、共同体を形成する個人々に与えられている共同体のメルクマールである³⁰⁾」と。

より大きな全体とは共同体そのものを指し、他の全体と並ぶ全体とは個人の自律的主体性を表している。このように、人間の精神的結合性には単に共同体全体だけではなく、自律的主体としての個人が含まれている。共同体が個人に論理的に先行しているのではなく、個人と共同体とが論理的に同時に存在しているのである。

さらに、ニックリッシュは人間の共同性ととも人間の自由を強調し次のようにいっている。「自由とは良心に従って意欲し行為することをいう。そのような行為こそ人間として自由なのである。というのは、われわれの人間としての(精神的)存在は良心に根ざしているからである。その時、われわれはわれわれ自身の行為をするのであって、他人の行為をするのではないし、他人がわれわれを利用して行おうとする行為をしているのでもない。われわれは、他人の行為のために利用される手段ではないし、他人の行為を代行する目的で押したり引いたりされるロボットのごとき手段でもない。³¹⁾」「自由とは人間が手段

27) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 109.

28) Schönpflug, Fritz : a. a. O., S. 198. 古林喜楽監修 大橋・奥田訳前掲書176頁。

29) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 67.

30) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 68.

31) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 44

であってはないということの意味しているのだというカントの言葉は常に正しい。共同体においても、社会的有機体そして国家においても³²⁾と。カントの自由の概念がニクリッシュのそれに決定的に影響を与えているのは明らかである。

2. カントにおいては道德の最高原理は意志の自律において他なく、その意志の自律が自由を意味する。「自由は道德法則の存在根拠であり、道德法則は自由の認識根拠である。」³³⁾その道德法則は定言命法とならざるを得ない。「定言命法はただ一つある。すなわち、次に掲げる命題がそれである。『君は、君の格律が普遍的法則となることを、当の格律によって同時に欲し得るような格律に従ってのみ行為せよ』³⁴⁾とカントはいう。格律とは意志の主観的原理であり、客観的原理が道德法則である。

道德性の命法は3つの方式に展開されるが、その第2の命法は「君自身の人格ならびに他のすべてのひとの人格に例外なく存するところの人間性をいつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない」ということである。人間性の理念を表す命法である。ちなみに、第3の命法は「意志が……自己自身を同時に普遍的立法的とみなしうるような、そのような格律にしたがってのみ行為せよ」ということである。自律の原理を表している。

カントにおける意志の自律は、意志の自己決定であり、意志の自己立法である。個々人が自らの責任と判断において決定すると同時に、その決定が個人および他者の人格を認めるものでなければならないのである。

自律の原理に基づく理想的道德的共同体をカントは「目的の国 (Reich der Zwecke)」と名づけている。目的の国では、成員は道德法則に従いつつ、互いの人格を認め、互いに尊敬しあう、この意味で互いを目的としあうことが求められている。普遍的道德的法則が指定する規則と一致するような諸格律を、この国の全成員が遵守することによって目的の国は実現する。

32) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 45

33) カント, I.: 波多野・宮本・篠田訳『実践理性批判』岩波書店 1979年 18頁。

34) カント, I.: 篠田英雄訳『道德形而上学原論』岩波書店 1976年 85頁。

しかしながら、ある成員がそれらの格律を厳守するとしても、ほかの成員が一人残らず忠実に遵守する保証はない。それにしても、「君は、単に可能的であるにすぎない目的の国において普遍的に立法する成員がもつような格律に従って行為せよ」が定言的命法として効力を持つことになる。この命法は、この共同体に所属するかぎり、各人の行為が諸人格からなる共同体の秩序の確立と維持に寄与するものとなることを求めている。

3. ニックリッシュにおいても、意志が自ら定めた普遍的法則に自ら従うとき、その意志は自律しており、したがって自由なのである。他律的に強制されるのではなく、自らの意志に由っていることが自由なのである。「全体であると同時に肢体である」という定言命法を個々人が自律的に定め、かつ従うことによって個々人は自由である。そして、この定言命法に自ら従うことによって、共同性が生まれる。「全体であると同時に肢体である」とは、共同体に帰属するものは、一人ひとりが自己決定の主体であると同時に、人格の相互承認を土台に共同体の秩序の維持に寄与しなければならないということである。「全体であると同時に肢体である」ということがすでに意志の自律を前提としているのである。意志の自律＝自由そのものが共同性と一体となっている。

意志の自律と共同性が一体となっている状況下では、「人々は強制されて労働する奴隷ではなく、なすべき仕事を良心にもとづいて共同決定する協働者となる。すなわち、かれらは自由な人間である。指揮者が設定した目的を、かれら自ら設定した目的として承認するのである。³⁵⁾」

個人主義的・原子論的世界観では、自由の目的は自己保存あるいは自愛である。したがって、他人を自己の目的のための手段にすることは原理的に否定されない。これに対して、ニックリッシュの組織論においては、自由の目的は「共同性」であり、「人格の相互承認」である。すなわち、人格の相互承認＝共同性を自律的に受け入れることによって自由が得られる。自由は共同性と共にある。

35) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 69.

V 自由の法則と「目的の国」

1. 「組織することは有機的に活動していることであり、盲目的に破壊するのではなく、建設し、有機体を合目的的に拡大し、あるいは構成し、または有機体の生成を助けることである。簡単には、精神的存在として活動している状態をいう。…組織の科学 (Wissenschaft von der Organisation) は、この人間活動における法則性を認識することであり、その認識をひとまとまりの知識に、すなわち全科学分野の中の一つの体系に綜括することである。³⁶⁾」

ニックリッシュはこのような組織を貫ぬく法則として自由の法則 (Gesetz der Freiheit), 形成の法則 (Gesetz der Gestaltung), 維持の法則 (Gesetz der Erhaltung) の三大組織法則をあげている。自由の法則は精神の法則, 良心の法則, 目的設定の法則とも名付けられている。

組織の科学が探求するこのような組織法則はすべて定言命法であり、カントの用語に従えば、仮想界に属する法則であって、経験科学的に発見されるものではない。しかし、形成の法則および維持の法則は、いずれも人間の意識から外界への「自由の法則」の投射であって、外界への投射に関しては経験が関与する。その限りにおいてそれら法則は経験的に確認可能となる。ニックリッシュは次のようにいう。「組織法則は良心の中で人間に与えられている。良心によって組織の法則は、まったくおぼろげであるといえども、人間には最初から直接的に意識されている。人間の認識が法則性への洞察にまで進展する限り、人間が自己自身であるいは外界の事物によって得る経験を通じて、組織法則は生活の過程において意識の中で確認されるのが分かる³⁷⁾」と。組織法則は経験にかかわるが、その法則の根拠は良心すなわち直接的自己意識において先験的つまりアプリアリに与えられているのである。

2. 「人間の有機体が生活する時に従う法則の中で自由の法則が最上位に位置する。この法則によって人間は自己の目的を設定したりしなかったりする。した

36) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 50.

37) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 50.

がって、この法則は各自の目的設定のさいに表れ出るといってよいであろう。

³⁸⁾」各自の目的とは人々が具体的に設定する実質的目的である。たとえば、高い賃金、高い配当、健康的職場環境などなどである。他方、自由の法則は具体的目的を設定する際に常に考慮されなければならない普遍的必然的前提条件であり、実質的目的を評価する基準であり、実質的目的を目指してなされる行為を拘束する制約条件であるといえよう。その意味で形式的目的である。ニックリッシュが「自由の法則は目的設定の際に共同体の目的として表れ出る」とい³⁹⁾うときも、共同体の目的としての自由の法則は形式的目的である。

「自由とは良心にしたがって意欲し行為すること」であったから、各自の目的設定を良心で行うとき人間は自由である。その時、「単に人間の肢体性のみを表す目的も、人間の全体性のみを表す目的も人間の最も深遠な最も内奥にある自己意識と矛盾する。それら目的は人間本質の一面には一致するが、他面を排除してしまっているのである。全体としての両面が精神的存在たる人間であるにもかかわらずである。精神的に健康な人には一面的な目的は不可能である。一面的な目的は墮落の兆候である。⁴⁰⁾」

肢体性を表す目的は、組織の成員が自身にとってあるいは組織全体にとって単に手段（肢体）としてのみ用いられるような目的である。全体性を表す目的とは成員自身の実質的目的を意味している。肢体性のみを表す目的だけが追求されるなら、成員は組織の単なる歯車となり、自律性と自由を喪失する。一人の支配者と多くの従属者からなる独裁国家がイメージされる。

他方、成員の実質的目的のみが追求されるなら、お互いを手段にすることだけが行われ、人格の相互承認が消え失せ、共同体は統一性を失なって崩壊する。全体性を表す目的が同時に肢体性を表す目的であるときのみ、成員の自律と共同体の生存が確保される。その時人々は互いに手段となりつつ、同時に互いの人格を目的とするのである。それはまさに自由の法則が組織を貫徹しているときである。すなわち、良心において目的設定がなされるときである。

38) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 66.

39) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 67.

40) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 57.

3. ニックリッシュは「人間精神の国 (Reich des Menscheingeistes)⁴¹⁾」という言葉を用いている。そこでは自由の法則が貫徹し、精神的欲求は完全に充足される。かれは同時に「経済目的の国 (Reich der wirtschaftlichen Zwecke)」という言葉を用い、「経済目的の国は、それを人間が建設する時には、実際人間のみに建設可能であるが、人間性目的 (Menschheitszwecke) の枠内におかれることは明らかである。経済目的は経験から良心を通じて得られ、人間性目的は良心から直接得られる⁴²⁾」という。

人間性目的は仮想界に属するがゆえに良心に直接与えられる。それは形式的目的である。他方、経済目的は成員の設定する実質目的であり、経験すなわち傾向性あるいは肉体的欲求という感性界で設定される。つまり経済目的は経験から得られる。その経済目的は良心において評価されねばならない。そのとき経済目的は人間性目的と調和する。要するに、「経済目的の国」においても、目的そのものとしての人格、この人格が目指すそれぞれの実質的目的、これらの目的すべてが、自由の法則によって統一されなければならないのである。

良心の消滅が利己主義であるから、良心で欲求が評価されないのなら、経済目的が人間性目的の上位に置かれ、利己主義的競争が生まれる。その時には、「物質のために物質を獲得することが目的となり、精神的なるものが一切入り込んでこない。他人を押しつけてもという競争が生まれ、同胞を自己の欲求充足のための手段にし、自由の法則は忘れ去られ、共同体思考は危機にさらされる。」

他方、「精神的基礎欲求から設定された目的の場合には、人々の間の競争は別の様相を持つ。すなわち、誰もその目的の正当性に異議をとらえないし、また、その目的は、他人を成果に参加させることなく従属者にしてしまうという状況を決して導かない。むしろ、その目的設定によって人々の間に人間性が高揚してくる。人々は精神的基礎欲求から、人間として存在すること、すなわち人間性という、すべてを一体化する最高⁴³⁾の行為目的を設定する。」

41) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 83.

42) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 70.

43) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 70.

もし自由の目的が自己保存あるいは自愛であるならば、利己主義なき競争は競争としての意味を持たないであろう。ニックリッシュは自由の目的を共同性に求めるから、利己主義なき競争は可能であるばかりでなく、むしろ人間性を高揚し、共同体をより強く一体化することになる。

「まことに自由の組織法則は、精神の法則であり、良心の法則である。それは人間にかれらが肢体であると同時に全体であることを教え、一体化と同時に肢体化を意味する共同体を通して自由へ至る道、すなわち人間性へ至る道を教える。それは目的設定の法則であり、目的設定は意識の中で行われる。⁴⁴⁾」

VI おわりに

I. 自由と共同性をいかに統合するかはドイツ観念論哲学の主要課題のひとつであった。その文脈の中でニックリッシュは後期資本主義企業における自由、共同性そして道徳性を論じた。ゴールドマンは共同体観を3つの基本類型に分けているが、「人間と共同体がともにあらわれる」という第三の基本類型にニックリッシュの共同体観を入れることができる。

ニックリッシュにおいてもカントと同じように、意志の自律が自由を意味する。その自由が目的とするのは、「全体であると同時に肢体である」という言葉に端的にあらわされている共同性である。この命題の意味するところは、簡単には、われわれは自己責任において自律的に決定をくだすと同時に、人格の相互承認を通じて、共同体の秩序の維持に寄与しなければならないということである。自由は自己保存を目的とするのではなく、共同性を目的としており、自由は共同性と一体となっている。

かれの組織論は組織の形而上学ともいべきものであって、自由の法則がその根幹となっている。自由の法則についてはニックリッシュはカントから決定的な影響を受けている。この自由の法則はあるゆる共同体を貫くであろうが、企業あるいは経営がその内的統合をはかろうとするとき、他の共同体と比較して労働のエートスがきわめて重要な役割を果たしているとニックリッシュは見

44) Nicklisch, Heinrich : a. a. O., S. 76-77.

ていた。そうだとすると、この点でヘーゲルの影響が重要になってくる。

本稿では自由の法則を中心にして『組織論』における自由と共同性についての考察にとどまり、ニックリッシュとフィヒテあるいはヘーゲルとのかかわりについては取り上げなかった。後日の課題とせざるをえない。